

御浜町道路反射鏡（カーブミラー）設置及び維持管理基準

令和5年9月1日制定 建設課

1. はじめに

御浜町では、自治会等からの要望により、見通しの悪い交差点やカーブ等において道路反射鏡（以下、カーブミラーという。）を設置しているところです。本基準は、安全確認の補助施設としてカーブミラーを設置する場合の基準を定めるものであり、カーブミラーの設置に関する必要事項等を定めることで、適切な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的としています。

2. カーブミラーの特性について

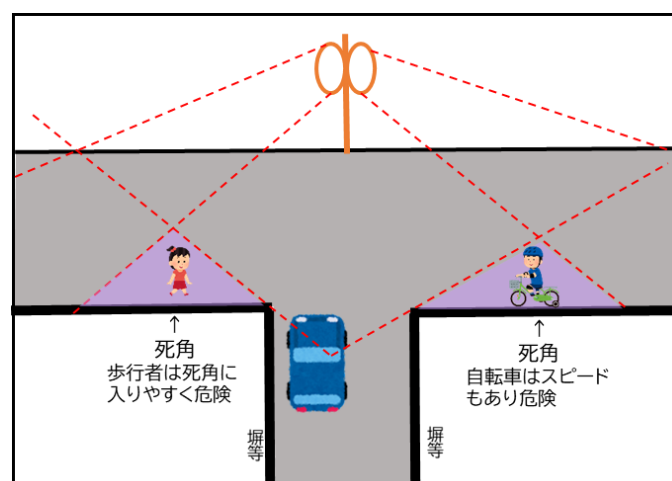
カーブミラーはあくまで安全確認のための補助施設であり、安全確認は運転者自身の直接目視によることが原則です。また、カーブミラーは、建物や壁等により見通しの悪い交差点やカーブにおいて、直接目視確認が困難な場合に、事故防止を目的として設置するものです。カーブミラーを設置すると以下のようなメリット、デメリットがあります。

【メリット】

- ① 見通しの悪い交差点やカーブにおいて、接近する車を遠方から確認できる。
- ② カーブミラーが設置されていることにより、見通しが悪く危険な交差点であると認識できる。

【デメリット】

- ① カーブミラーへの過信から、ミラーだけを確認して目視による安全確認を怠り、通過速度の上昇や、一時停止違反を招きやすい。
- ② カーブミラーに映る車は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感・距離感をつかむことが難しい。
- ③ カーブミラーで見えない部分（死角）があるため、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
- ④ カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見えることで、混乱をまねくおそれがある。



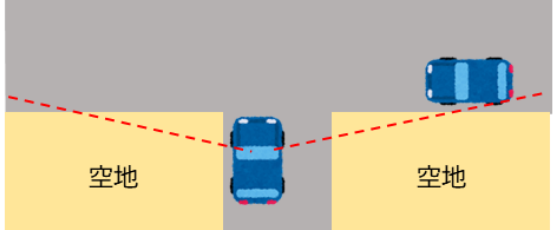
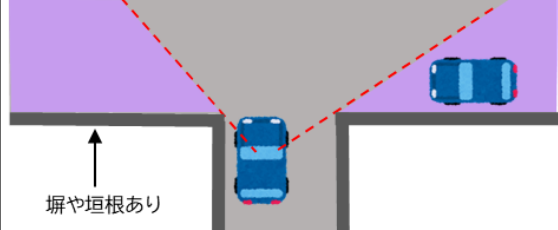
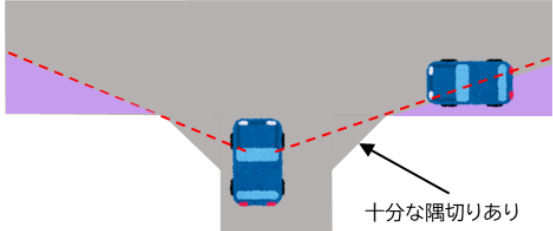
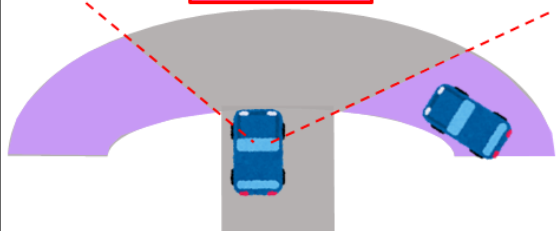
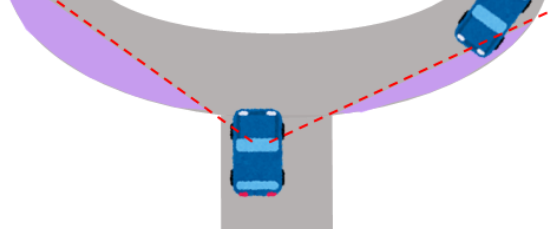
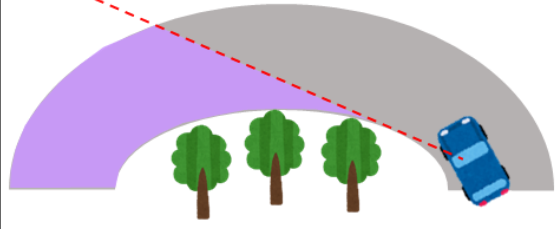
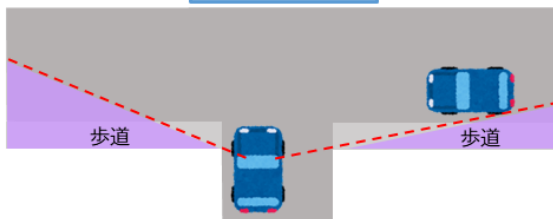
死角の解説図

3. カーブミラーの設置基準について

カーブミラーには前述のような特性があるため、自治会等の要望に応じて現地を調査し、直接目視での安全確認が困難な場所であることを確認したうえで設置を検討します。また、設置を判断する際は、歩行者等の安全を最優先としており、直接目視が困難な場合でも、通学路や高齢者施設等が付近にある道路には、設置によるデメリットを考慮し、設置を見送る場合があります。

設置に関しては、原則として次の基準により判断します。

(1) 交差点などにおける一般的な設置の判断基準

<p>設置できないと判断する場合</p> <p>(法令等に定められた通行により、危険の除去ができる)</p>	<p>設置できると判断する場合</p>
<p>①空地など、見通しが確保されている場合</p> <p>死角【なし】</p> 	<p>①民地の塀や垣根などにより、見通しが確保できない場合</p> <p>死角【大】</p> 
<p>②隅切りが十分にあり、見通しが確保されている場合</p> <p>死角【小】</p> 	<p>②内側へカーブしており、見通しが確保できない場合</p> <p>死角【大】</p> 
<p>③外側へカーブしており、見通しが確保されている場合</p> <p>死角【小】</p> 	<p>③急カーブにより、見通しが確保できない場合</p> <p>死角【大】</p> 
<p>④歩道があり、一時停止や徐行して進入することで、見通しが確保されている場合</p> <p>死角【小】</p> 	

(2) カーブミラーを設置しない場所

①私道と町道の交差点および私道内

公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため、原則設置しません。

②個人宅や事業所、施設等の駐車場の出入口付近

公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため、原則設置しません。

③「止まれ」や「徐行」等の道路交通法により規制がある交差点

カーブミラーを設置することにより、一時停止や徐行義務を怠り、設置する以前より重大事故の発生が危惧されることから、原則、設置しません。ただし、極めて見通しの悪い箇所においては、カーブミラーを設置する場合がありますが、その箇所において一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が多発した場合、速やかにカーブミラーを撤去します。

④駐車場にある自動車等が原因で見通しが悪い場所

見通しの悪い時間が一時的なため、設置しません。

4. カーブミラー設置に関する流れについて

以上のことについてご理解いただき、お住まいの自治会等を通して建設課までご要望ください。

要望があった場合、現地調査を行い、本設置基準に基づき、カーブミラー設置の適否を決定し、自治会長等に設置可否について報告いたします。

5. 維持管理

町所有のカーブミラーの維持管理（経年劣化や自然災害による損傷等の管理を行うことをいう。）は町で行いますが、故意または過失によりカーブミラーに損傷が生じた場合、修繕にかかる費用は、原因者ですべて負担していただきます。

また、既設のカーブミラーについても更新時に本基準を適用し、改めて設置の可否について検討します。